



ドリフトキングダムチャレンジ大会規則 2018

ドリフトキングダム 2018 は、株式会社ウィンズアゲイン主催の大会であり、モータースポーツとしてのドリフトの普及、またはドリフトキングダム参戦を目指す選手の育成を行うための大会である。

1章 総則

第1条 競技会の名称

DriftKingdom Challenge 2018 (ドリフトキングダムチャレンジ2018)

第2条 競技種目

四輪自動車によるドリフト競技

第3条 開催日および開催場所

第1戦	3月24日、25日	日光サーキット
第2戦	5月12日、13日	名阪スポーツランド Cコース
第3戦	6月23日、24日	スポーツランド菅生 西コース
第4戦	8月11日、12日	富士スピードウェイ ショートコース
第5戦	9月22日、23日	日本海間瀬サーキット
第6戦	11月3日、4日	日光サーキット

土曜日 チャレンジビギナークラス開催

日曜日 チャレンジエキスパートクラス開催

第4条 主催者

株式会社 ウィンズアゲイン

第5条 参加申込及び申込期間

名称 株式会社 ウィンズアゲイン

所在地 〒410-1327 静岡県駿東郡小山町棚頭773

電話 0550-78-6784 FAX 0550-78-6794

申込期間

第1戦	2月13日 ~ 3月16日
第2戦	3月30日 ~ 5月2日
第3戦	5月14日 ~ 6月15日
第4戦	7月2日 ~ 8月6日
第5戦	8月10日 ~ 9月14日
第6戦	9月25日 ~ 10月26日

第6条 参加車両

本大会に参加が認められる車両は、自動車メーカーが生産した普通自動車であれば参加可能。

※プロトタイプカーなど、特別生産車については事務局に相談してください。

第11条 競技方法

各大会 練習走行 2本 決勝単走 2本 での審査とする。

第2章 参加について

第12条 ドライバー

- 1) 競技ドリフトについて理解のあるもの。
- 2) 一般的な常識を備えており、事務局の指示にしたがえる方。
- 3) 海外ドライバーなどは日本語を理解できること。そうでない場合は通訳が必要。
- 4) 未成年者の参加の場合、親権者の同意書、大会会期中の同伴が絶対が必要。
当日、親権者が事務局にて受付をし、本人確認をさせていただきます。
大会期間中のトラブルは親権者が責任を負うものとする。
- 5) 大会出場の義務
参加が正式に受理された参加者は、ブレーキ、アーム類の取り付け、劣化などを確認。安全を確認された車両にて大会に出場するものとする。
- 6) 参加の取消し
何らかの事由により参加ができなくなってしまった場合は事務局まで連絡をしてください。
大会1週間前までに申し出た場合、事務手数料1000円を引いて指定の口座へ返金いたします。
その期間を過ぎた場合の返金是对応できません。また出場権利を他人に譲ることはできません。

第3章 参加申し込み

第15条 参加申し込み

- 1) 参加申し込みは必要な書類に完全に記入した上で、事務局にFAX。参加費用を銀行振込にて申し込まなければならない。振込手数料は参加申込者の負担とする。（締切日消印有効）

第16条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申し込み者に対しては、入金確認後、事務局から参加受理が通知される。
- 2) 参加を受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料は返還されない。
- 3) 大会当日、地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病等による大会の中止の場合の返金については下記のとおり。

練習走行1本目、最初のグループが走行開始の時点で中止	10000円返金
練習走行2本目、最初のグループが走行開始の時点で中止	5000円返金
決勝単走走行、最初の一人が走行開始した時点で中止	返金無し

第4章 料金規程

第18条 参加料

- 1) チャレンジエキスパートクラス エントリー 16000円 (DKC会員 14000円)
- 2) チャレンジビギナークラス エントリー 16000円 (DKC会員 14000円)

第5章 参加者の遵守事項

第20条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際に必ず誓約書に署名しなければならない。
- 2) すべての参加者は前記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- 3) 参加者は、大会期間中、自己の参加車両が参加車両規定に適合していることを保証しなければならない。
- 4) 参加者は、大会中または大会に関係する業務についているときは、薬物などによって精神状態をつくろったり飲酒したりしてはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援および協賛者、大会審査委員会、オフィシャル(大会役員)の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 6) 参加者は、自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、パドッククルー、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- 7) ドライバーズブリーフィングには必ず出席すること。出席していない場合は参加不可。
- 8) 条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

第21条 身分証と通行証

- 1) 交付された受理書は、大会に必ず持参すること。受理書をサーキットのゲートに見せることでドライバー分は大会当日の入場料が免除される。
- 2) パドック内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- 3) 交付された身分証や通行証は、他に貸与したり複製/転用したりしてはならない。
- 4) 受理書を紛失した場合は、事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。

第22条 ピットの使用

- 1) 大会期間中の使用ピットは、事務局によって割り当てられる。
- 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承しあった上で、事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- 3) ピット内では火気類の使用は禁止され、喫煙は指定エリアでおこなうこと。また、使用後は必ず清掃すること。

第23条 スポッター

- ① 走行中のドライバーに対して競技要素に関する指示を与える同伴者のこと。
- ② スポッターは、審査席付近の指定の観客席から、配布された許可証を着用して入場することができる。走行中のドライバーに対して無線通信設備(携帯電話/各無線設備)を使用して、送信及び受信を行う場合は合法でなくてはならない。
- ③ 指定の観客席内への立ち入り許可証は事務局にて配布され、使用後は速やかに許可証を事務局へ返却する。
- ④ 登録されたスポッター以外のクルーが、指定の観客席(スポッターエリア)へ立ち入ってはならない。
- ⑤ スポッターは大会当日に本人自ら事務局にて登録するものとする。

第6章 参加車両規定

第24条 駆動方式

- 1) FR車両・FF車両・4WD車両どれでも参加可能。

第25条 車検

- 1) 車検が無い車両（ナンバーの無い車両）に関して、積載車で運搬をすること。
- 2) 仮ナンバーにて運送した場合は、運行事由を書面にて確認いたします。車検運行など、大会に関係のない事由にて運行した場合、参加は一切認めません。

第26条 ロールケージ

- 1) 無くてもよい。ただし、ロールケージの装着を強く推奨する。
- 2) オープンカーは必要。

第27条 排気

- 1) ウェストゲートは大気開放でもよい。ただし、フロントパイプへの戻しを強く推奨する。
- 2) 公道を走行する車両については大気開放ではない。
- 3) マフラーの出口は車両の後方部から出ていること。

第28条 外装

- 1) バンパー類がネジ等でしっかりと取り付けられていること。
- 2) GTウィングの取り付けは可能。公道走行する場合は法規に基づくこと。
- 3) ポリカーボネートのウィンドウはOK。外れない工夫をすること。
- 4) フロントガラスは純正品であること。
- 5) エアロパーツはネジをつかってしっかりとめられていること。

第29条 ゼッケン

- 1) 参加車両は、事務局によって配布されたゼッケンを参加者の責任において、指定の位置に貼付けなければならない。
- 2) ゼッケンの記入位置は、左右のドアで視認性の良い場所を確保する事。
- 3) 参加車両のゼッケンは、練習走行、決勝単走2本を通じて保持されていなければならない。
- 4) 大会終了後、ゼッケンは事務局に返却すること。

第30条 燃料規定

使用するガソリンは通常のガソリンスタンドで購入できる市販ガソリンの使用のみゆるされる。

第7章 信号合図及び走行中の遵守事項

第31条 信号合図

- 1) 競技中及び練習走行中の信号合図は、旗信号（補助的に発光信号としての信号灯）によって行われる。
- 2) 旗信号は、次の通り合図される。
 - ① 黄旗1本の振動
危険信号を意味し、確認したら速度を落とし、追い越しは禁止される。コース上またはコースサイドに一部危険箇所があり進路を変更できる準備をすること。

② 黄旗2本の振動

危険信号を意味し、確認したら十分に速度を落とし、追い越しは禁止される。コースが全面的にあるいは部分的に塞がれているような危険箇所があることを指す。

③ 赤旗表示

走行の中止を意味し、追い越しが禁止され全車両は直ちに減速し低速で審査中はスタート地点へ戻りオフィシャルの指示があるまで待機すること。ドライバーは、参加車両、レスキュー車両がコース上に存在するかもしれないこと、コースが事故等によって完全に封鎖されていることがあること、天候等により走行が不可能となることについて留意しなければならない。

④ 緑旗表示

コースがクリア(走行可能)であることを意味し黄旗表示が必要だった箇所の直後のマーシャルにより表示される。

⑤ 黒と白のチェッカー旗

練習走行などの終了を意味し、提示を受けた車両はその周でピット等へ戻ること

⑥ 黒い旗にオレンジ色の●の模様のおレンジボール旗

車両に何らかのトラブルを抱えているとオフィシャルが判断した場合に、該当車両を指差しながら表示される。バンパーの破損による落下の危険性のある車両(ボンネットが開いている車両、オイル漏れ等がある)該当車両は速やかにピットストップし復旧作業を行うこと。走行不可能な場合は安全の確保できる場所に移動し車両を停止させなければならない。

3) 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為のオフィシャルの判定に対する抗議は受け付けられない。

第32条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- 1) ヘルメット及び安全ベルト、グローブ等の装備品を着用すること。
- 2) コースの短絡路、サービスロードなど規定外のコースを走行してはならない。
- 3) 理由もしくは時間の如何を問わず、そのドライバーがコース上に一時的にも車両を放棄した場合、それは大会を放棄したものとみなされる。
- 4) 緊急の際、大会中に救急車、消火車、大会役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、またオフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
- 5) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピット又はスタート地点に戻ろうとはせず、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

第33条 妨害行為

- 1) 走行中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できるような危険な行為を行ってはならない。コース上でグリーン上カット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 2) 唐突な進路変更、加速区間で内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。

- 3) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』を行ってはならない。
※『危険なドライブ行為』とは
- ①衝突を起こしたもの
 - ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - ③他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - ④追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの等を指し、その行為が危険行為と判定された場合は、厳しく罰せられる。

第34条 リタイア（棄権）

- 1) 大会中、事故あるいは故障などにより、以降の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨を事務局まで申し出ること。
- 2) リタイアの報告は原則としてドライバー、またはチーム代表者が事務局まで申し出なければならないが、負傷その他やむを得ない事情で報告ができない場合は、事務局の判断でリタイアとみなされる。この判断に対する抗議は受け付けられない。

第8章 審査

第35条 決勝単走2本

- 1) ドライバーは安全に整備された車両で、通知されたタイムスケジュールによって行われる決勝単走に出場しなければならない。
- 2) 決勝単走は、1台ずつの単独走行を審判員が採点し、それぞれの試技に対する得点の合計を審判員の人数で割った(平均点)ものを得点とする。
- 3) 自らの出走の順番に間に合わない場合、その試技は走行できない。
パドックで作業している場合、前走車がスタートした時点でその試技は走行できない。
スタート地点で作業している場合、後走者がスタート地点に呼ばれた時点でその試技は走行できない。
- 4) 審判員が採点するポイントは必ずしも同じとは限らない。
- 5) スタート地点へ向かう手順に際しては、ブリーフィングで指示された方法で走行しなければならない。グループに分けグループ単位でコースインするが、コースインはすべてオフィシャルの指示誘導に従って行わなければならない。
- 6) スタート地点へ向かう間にタイヤを温めることが許されるが、コースアウト及び清掃などのオフィシャルのコース復旧作業が発生した行為の場合は試技本数が1本減算される。
- 7) 公式予選の結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高得点順によって決定される。2名以上のドライバーが同一の得点を記録した場合は、セカンドベストの得点を記録したドライバーが優先され順位が決定される。それでも同点の場合は先に高得点を出した方を選ぶ。それ以外は同順位。
- 8) 運営スタッフに車両の異常を指摘された場合、出走が禁止される場合があっても従わなければならない。
- 9) スターターの指示を受けて直ちに発進できない場合は、出走放棄とみなし次の者を発進させる。

第9章 競技の中断及び再開

第36条 競技の中断

事故等によりサーキットが閉鎖された場合、または天候、その他の理由により走行継続が不可能となったために競技を中断する必要がある場合は下記のように定める。

- 1) 事務局は赤旗を表示し、同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。
- 2) 走行中断の決定は事務局によって判断される。
- 3) この合図が出されたらすべての車両はすぐに走行を中断し、速度を落として運営スタッフの指示通りに、細心の注意を払いながらゆっくりとスタート地点に向かうものとし、下記の事項を認識し、了解しているものとする。
 - ① 他の参加車両及びサービス車両がコース上にあるかもしれないこと。
 - ② コースは、事故のために完全に閉鎖されているかもしれないこと。
 - ③ 天候の状態から、通常速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
- 4) 運営スタッフが車両に対して作業が必要と判断した場合は、スタート地点で待機している車両は、スタッフの指示によりピットへ戻り作業を行うことができる。

第13章 抗議及び罰則

第37条 抗議

- 1) 判定に対する抗議は受け付けられない。